

令和7年8月7日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業の働き方改革等の実現に向けた協力依頼を実施

～建設工事の発注者に向けて、千葉労働局と共同で要請～

千葉労働局と関東地方整備局は、千葉県内の建設工事の発注者（公共発注者及び主要民間団体）に対し、建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について、協力依頼を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

- ・建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力依頼）※公共発注者あて
- ・建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力依頼）※主要民間団体あて

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表）

メールアドレス：ktr-renkeisuisin@mlit.go.jp

建設産業第一課 課長 征矢（そや）

（内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 池田（いけだ）

（内線：6142）

千労発基 0729 第 17 号
国関整建一産第 3641号
令和 7 年 8 月 4 日

公共発注者の長 殿

千葉労働局長
関東地方整備局長
(公印省略)

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力依頼）

日頃より、労働行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月から、建設業にも時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。）の適用が開始されました。さらに、建設業がインフラ整備の担い手・地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、令和 6 年の通常国会において、いわゆる第三次担い手 3 法が成立したところです。

これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は減少していますが、なお高水準であり全産業に比べると未だ長い状況です。

また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした実態を踏まえ、千葉労働局と関東地方整備局では、適正な工期設定など、建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組への御協力を呼びかけており、今後も別添の各種リーフレット及び啓発動画「はたらきかたススめ ver 2（建設業編）」（別紙 1）により周知広報を行ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、地方公社等の関係機関に対しても、リーフレット及び啓発動画を周知いただき、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

記

1 建設労働者の長時間労働の改善について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり、持続的に発展し地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、建設工事の受発注者が労働基準法や建設業法などの関係法令を遵守し、建設労働者の長時間労働の是正や週休 2 日をはじめとした魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業の働き方改革を推進

することが不可欠です。

公共工事においては「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、工事の内容、時間外労働規制の遵守、規模、方法、施工体制、自然条件、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされています。

また、令和6年3月27日に改定された「工期に関する基準」において、発注者は時間外労働規制を遵守した工期の見積が受注者から提出された際はその内容を尊重する必要があることとされ、受注者の責務としては、建設工事に従事するものが長時間労働や週休2日の確保が困難な著しく短い工期での請負契約締結の禁止などが定められています。

さらに、「工期に関する基準」においては、工期を設定する段階において、猛暑・大雪等の自然条件や休日・法定外労働時間などの工期全般にわたって考慮すべき事項や、技能者や重機のオペレーターの現場への移動時間も労働時間に該当しうることなど、工程別・分野別に考慮すべき事項が明記されております。これらの基準は変更契約においても考慮する必要があります。（別紙2-1）

つきましては、受発注者間において関係法令及び「工期に関する基準」を踏まえた協議のもとで、適正な工期設定を行うようお願いいたします。

2 建設労働者の賃上げについて

令和6年10月1日から順次、地域別最低賃金が改定され、全国加重平均で5.1%引き上げられたところですが（別紙1）、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要であり、受発注者間で価格転嫁を進めていくことが必要です。

今般の建設業法改正により、適正に価格転嫁が行われるよう、資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」が契約書の法定記載事項とされ、受注者は契約前に、資材高騰につながるような「おそれ情報」を可能な範囲で事前に通知することが義務化され、その通知を受けた発注者は、資材高騰が顕在化した場合、協議に応じることが義務化されました。

また、事前通知がされなかった場合であっても、受注者は契約上の変更方法に基づき、協議の申し出を行うことが可能となります（別紙2-2）。受発注者間での適正な価格転嫁が進むことで、建設事業者間（元請下請間）での価格転嫁につながり、それが建設労働者の賃上げの原資となります。

つきましては、今般の法改正の主旨を踏まえ、受発注者間における適正な価格転嫁に努めていただきますようお願いいたします。

3 建設労働者の労働災害防止について

千葉県内における労働災害による死亡者数は、いまだに建設業が最も多い状況にあるため、引き続き労働災害の防止の徹底が求められています。

労働安全衛生法第3条第3項の規定では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

また、「工期に関する基準」においても、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、請負代金に安全衛生経費として必要な金額を設定し、また、工期に、労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や、猛暑・大雪等の自然条件における不稼働を考慮した期間を確保するなど、御配慮をお願いいたします。

なお、安全衛生経費については、各専門工事業団体に対して、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。

これらを踏まえ、安全衛生経費の適切な支払いに取り組んでいただくようお願いいたします。（別紙2－3）

【建設業働き方改革総合サイト】



くらし・はたらき
マエストロ
たしかめたん

くらし、
はたらき、
ともに
ススめ！

2024年4月から

建設業、
トラック・バス・
タクシードライバー、
医師にも

時間外労働の
上限規制が
適用されています。

建設業働き方改革総合サイト「はたらきかたススめ」

https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html



【地域別最低賃金の全国一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html



最低賃金制度のマスコット チェックマン

【働き方改革のポイントをチェック！】

NEXT WORK
STYLE

働き方改革特設サイト「NEXT WORK STYLE」

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>



「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



◆ 工期に関する基準とは

適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆ 考慮すべき事項の例

降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休2日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素 等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。

適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局



工事契約の締結の際は 「工期に関する基準」の内容確認を！

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）

契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！

1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日（雨休率の設定等）	
	猛暑日（夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日）	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保 (十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限（進入時間、重量、台数）等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整	地元住民や地元団体（農業、漁業組合等）、電力・ガス等の占用企業者との協議期間	
※2	関係者との協議調整が未了の場合（用地未買収等）、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定（勤務間インターバル制度の導入等）	
行政への申請 ※2	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法> ○:条件を明示し、工期に反映済 △:条件を一部明示し、工期に反映済
×:条件が明示できず、工期に未反映 - :当該工事で対象外

2 工程別に考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
準備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間（物品納入や建設機械の搬入に要する時間）	
	設計図書で未決定の事項や仕様未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備（電力・給排水・濁水処理・給気等）の整備期間	
施工 ※4,5	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事（構法）における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事（鉄骨）における、鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
後片付け	とび・土工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	

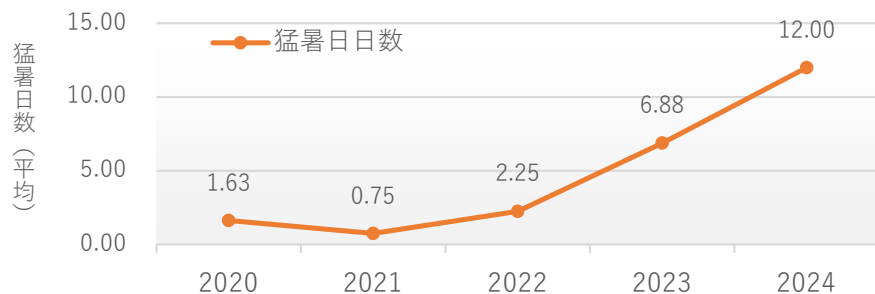
★ このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。



特に“時間外労働規制の遵守や週休2日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

参考：猛暑日について

過去5年間に於ける千葉県（千葉地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移



出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日日数確認サイト」
を元に関東地方整備局にて作成



※WBGTとは

熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、WBGT31以上は「危険」とされて、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するという注意事項となっています。

また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」
を元に関東地方整備局が要約抜粋





建設業法の改正に伴い

建設工事の契約前後の ルールが変わります！

【3つの新ルール】

新ルール

①

契約 前

契約の変更方法を明確化

(建設業法 第19条)



契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。



契約書（例）

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
 - ・ 変更額は、**協議して定める**。
- 協議に当たっては、**工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮する**。

変更条項の削除は
法律違反！



契約書の作成は「建設工事標準請負契約約款」を活用しましょう！



国土交通省HP



資材高騰や労務の供給不足等の影響で、
価格や工期の変更が必要になるかも…



裏面へ

新ルール

②

契約 前

“おそれ情報”の通知義務

(建設業法 第20条の2第2項)



受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。



おそれ情報の客観的な裏付け資料

- ・メディア記事や資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などの統計資料 など



新ルール

③

契約 後

誠実な協議に努める義務

(建設業法 第20条の2第3項及び第4項)



資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(*)があります。※ 公共発注者は義務



誠実協議の努力義務に反する行為

- ・協議の開始を正当な理由なく拒絶する
- ・主張を一方向的に否定した協議打ち切り など



おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？



注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた協議を行いましょう！



公正取引委員会HP



運用の詳細は、建設業法令遵守ガイドラインを参照ください



国土交通省HP

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！



3「建設工事における安全衛生経費の適切な支払」

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて



- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【安全衛生対策項目の確認表】

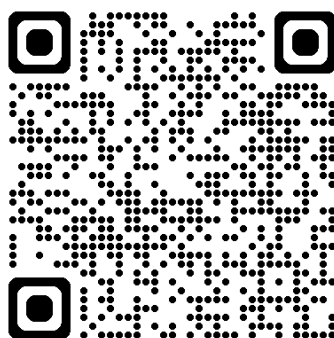
- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示



安全衛生経費の適切な支払



「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組」

千労発基 0729 第 17 号
国関整建一産第 3641号
令和 7 年 8 月 4 日

主要民間団体の長 殿

千葉労働局長
関東地方整備局長
(公印省略)

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（協力依頼）

日頃より、労働行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月から、建設業にも時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。）の適用が開始されました。さらに、建設業がインフラ整備の担い手・地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、令和 6 年の通常国会において、いわゆる第三次担い手 3 法が成立したところです。

これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は減少していますが、なお高水準であり全産業に比べると未だ長い状況です。

また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした実態を踏まえ、千葉労働局と関東地方整備局では、適正な工期設定など、建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組への御協力を呼びかけており、今後も別添の各種リーフレット及び啓発動画「はたらきかたススめ ver 2（建設業編）」（別紙 1）により周知広報を行ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、リーフレット及び啓発動画を幅広く周知いただき、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

記

1 建設労働者の長時間労働の改善について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり、持続的に発展し地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、建設工事の受発注者が労働基準法や建設業法などの関係法令を遵守し、建設労働者の長時間労働の是正や週休 2 日をはじめとした魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業の働き方改革を推進

することが不可欠です。

令和6年3月27日に改定された「工期に関する基準」においては、工期の設定に関して、受発注者それぞれの責務が定められています。

発注者の責務としては、時間外労働規制を遵守した工期の見積が受注者から提出された際はその内容を尊重する必要があること、受注者の責務としては、建設工事に従事するものが長時間労働や週休2日の確保が困難な著しく短い工期での請負契約締結の禁止などがあげられます。

また、「工期に関する基準」においては、工期を設定する段階において、猛暑・大雪等の自然条件や休日・法定外労働時間などの工期全般にわたって考慮すべき事項や、技能者や重機のオペレーターの現場への移動時間も労働時間に該当しうることなど、工程別・分野別に考慮すべき事項が明記されております。これらの基準は変更契約においても考慮する必要があります。（別紙2-1）

つきましては、受発注者間において関係法令及び「工期に関する基準」を踏まえた協議のもとで、適正な工期設定を行うようお願いいたします。

2 建設労働者の賃上げについて

令和6年10月1日から順次、地域別最低賃金が改定され、全国加重平均で5.1%引き上げられたところですが（別紙1）、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要であり、受発注者間で価格転嫁を進めていくことが必要です。

今般の建設業法改正により、適正に価格転嫁が行われるよう、資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」が契約書の法定記載事項とされ、受注者は契約前に、資材高騰につながるような「おそれ情報」を可能な範囲で事前に通知することが義務化され、その通知を受けた発注者は、資材高騰が顕在化した場合、協議に応じるよう努めることとされました。

また、事前通知がされなかった場合であっても、受注者は契約上の変更方法に基づき、協議の申し出を行うことが可能となります（別紙2-2）。受発注者間での適正な価格転嫁が進むことで、建設事業者間（元請下請間）での価格転嫁につながり、それが建設労働者の賃上げの原資となります。

つきましては、今般の法改正の主旨を踏まえ、受注者から協議の申出がされた場合は、誠実にご対応いただきますようお願いいたします。

3 建設労働者の労働災害防止について

千葉県内における労働災害による死亡者数は、いまだに建設業が最も多い状況にあるため、引き続き労働災害の防止の徹底が求められています。

労働安全衛生法第3条第3項の規定では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、

工期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

また、「工期に関する基準」においても、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、契約締結に際しては受注者からの見積り書に基づきながら、請負代金に安全衛生経費として必要な金額の設定や、工期に、労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や、猛暑・大雪等の自然条件における不稼働を考慮した期間の確保がなされるよう御協力をお願いいたします。

なお、安全衛生経費については、各専門工事業団体に対して、令和５年８月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和６年３月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。

これらを踏まえ、安全衛生経費の適切な支払いに取り組んでいただくようお願いいたします。（別紙２－３）

【建設業働き方改革総合サイト】



くらし・はたらき
マエストロ
たしかめたん

くらし、
はたらき、
ともに
ススめ！

2024年4月から

建設業、
トラック・バス・
タクシードライバー、
医師にも

時間外労働の
上限規制が
適用されています。

建設業働き方改革総合サイト「はたらきかたススめ」

https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html



【地域別最低賃金の全国一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html



最低賃金制度のマスコット チェックマン

【働き方改革のポイントをチェック！】

NEXT WORK
STYLE

働き方改革特設サイト「NEXT WORK STYLE」

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>



「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



◆ 工期に関する基準とは

適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆ 考慮すべき事項の例

降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休2日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素 等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。

適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局



工事契約の締結の際は 「工期に関する基準」の内容確認を！

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）

契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！

1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日（雨休率の設定等）	
	猛暑日（夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日）	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保 (十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限（進入時間、重量、台数）等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整	地元住民や地元団体（農業、漁業組合等）、電力・ガス等の占用企業者との協議期間	
※2	関係者との協議調整が未了の場合（用地未買収等）、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定（勤務間インターバル制度の導入等）	
行政への申請 ※2	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法> ○:条件を明示し、工期に反映済 △:条件を一部明示し、工期に反映済
×:条件が明示できず、工期に未反映 - :当該工事で対象外

2 工程別に考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
準備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間（物品納入や建設機械の搬入に要する時間）	
	設計図書で未決定の事項や仕様未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備（電力・給排水・濁水処理・給気等）の整備期間	
施工 ※4, 5	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事（構法）における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事（鉄骨）における、鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
後片付け	とび・土工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	

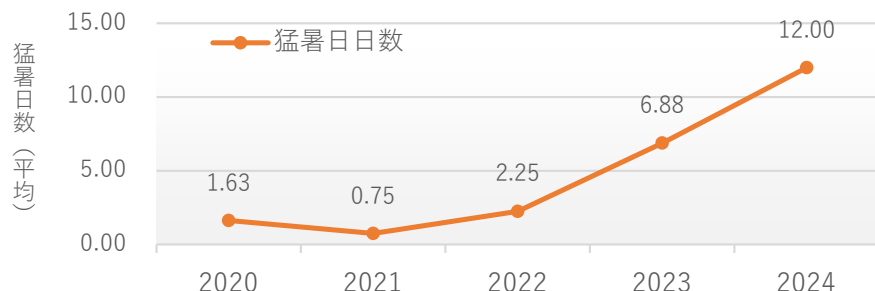
★ このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。



特に“時間外労働規制の遵守や週休2日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

参考：猛暑日について

過去5年間に於ける千葉県（千葉地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移



出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日日数確認サイト」
を元に関東地方整備局にて作成



※WBGTとは

熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、WBGT31以上は「危険」とされて、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するという注意事項となっています。

また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」
を元に関東地方整備局が要約抜粋





建設業法の改正に伴い

建設工事の契約前後の ルールが変わります！

【3つの新ルール】

新ルール

①

契約 前

契約の変更方法を明確化

(建設業法 第19条)



契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。



契約書（例）

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
 - ・ 変更額は、**協議して定める**。
- 協議に当たっては、**工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮する**。

変更条項の削除は
法律違反！



契約書の作成は「建設工事標準請負契約約款」を活用しましょう！



国土交通省HP



資材高騰や労務の供給不足等の影響で、
価格や工期の変更が必要になるかも…



裏面へ

新ルール

②

契約 前

“おそれ情報”の通知義務

(建設業法 第20条の2第2項)



受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。



おそれ情報の客観的な裏付け資料

- ・メディア記事や資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などの統計資料 など



新ルール

③

契約 後

誠実な協議に努める義務

(建設業法 第20条の2第3項及び第4項)



資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(*)があります。※ 公共発注者は義務



誠実協議の努力義務に反する行為

- ・協議の開始を正当な理由なく拒絶する
- ・主張を一方的に否定した協議打ち切り など



おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？



注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた協議を行いましょう！



公正取引委員会HP



運用の詳細は、建設業法令遵守ガイドラインを参照ください



国土交通省HP

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！



3「建設工事における安全衛生経費の適切な支払」

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて



- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【安全衛生対策項目の確認表】

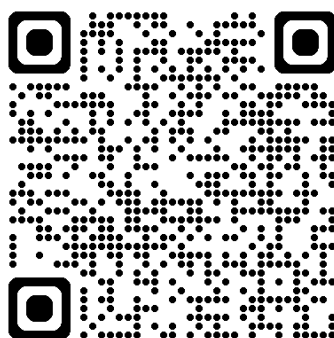
- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示



安全衛生経費の適切な支払



「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組」